

広島県告示第七百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町坂瀬川一〇番一地从先から 神石郡神石高原町坂瀬川二一番二地先まで	五・九〇〇〇六 ・八〇	四・〇〇〇〇五 ・一〇		八・五〇	
	八・五〇				拡幅